

金子堅太郎の明治二三年七月三一日

「華族会館ニ於ケル演説筆記」について

小 林 和 幸

解 題

以下に紹介するのは、金子堅太郎が、目睫の間に迫った議会開設に向け、貴族院の主たる構成者である華族に対して行った演説筆記である。周知のように金子は、「貴族院令」起草に主たる役割を果たし、また、初代の貴族院書記官長であり、政府内外から貴族院のオーソリティと目されていた。このような金子から、貴族院の主たる構成者となることが予定された華族たちは、その講演を、議会開設の直前に限っても三回にわたって聴取している。第一回は、明治二三年六月二八日、華族同方会（華族による議会準備のための研修団体）の依頼によって行われたもので、「貴族論」と題され、その内容は、貴族の責任の重大なるを説き、特に貴族院に於ける活動は「華族の真価」を定めるところであると強調し、英国貴族を体格・知識・財産に於いて諸外国に類例なしと賞賛、日本貴族もこれに倣い、家庭教育・学習院制度を英国の旨意に倣うこと・議員閉会后に於いては旧領地に帰り土地の状況を見ることなどを述べたものである。また、第二回目は、同年七月一七日上野華族会館に於ける五爵懇親会の席上なされたものである。来会者は、三条実美華族会館長を初め、青木周蔵外務大臣外、五爵計一五七名を数えたという。

このときの演説は、「欧米学士の日本憲法評論」と題するもので、欧米各国に於ける明治憲法の評論を述べ、憲法の日本に於ける実施が成功するや否は帝国議會議員等にあり、英国憲法をして宇内の模範たらしめたのは、英国人民でなく英国貴族にあるとし、従って日本貴族もこの責に任ずべきを述べたものであった。この第一回及び第二回の講演は、それぞれ第一回『華族同方会報告』八号、第二回『同』一〇号・一一号に掲載され、また、金子研究の第一人者である高瀬暢彦教授により、紹介されている（高瀬『金子堅太郎研究』第二集、二二頁以下、日本大学精神文化研究所、二〇〇二年）。

しかし、今回紹介する第三回目、「華（貴）族の責任」と題する同年七月三十一日の五爵懇親会に於ける演説は、現在までその全文が紹介されたことはなく、その中身は、筆者が、拙著『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、二〇〇二年）において取り上げるまで、知られていなかったようである。これは、演説が、華族間に強い反発を喚んだがために、当時から非公開の方針がとられ、演説筆記が流布しなかったためと考えられる。しかし、筆者は、貴族院開設期の華族の政治志向及び活動を考察する目的での史料調査において、国立国会図書館憲政資料室「三条家文書」のなかにこの史料を見いだした。そして、貴族院開設期の華族や政府の議会議場を知る上で重要な史料と判断し、拙著に部分的に引用した。なお、長く「三条家文書」に所収公開されていたにも関わらず、金子の演説として注目されなかったのは、演者金子の名が記されて居らず、また史料名は「華族会館に於ける演説筆記」とされ、演題が記されず、加えて刊本の『憲政資料目録第九 三条家文書目録一 書類の部』（一〇二頁、国立国会図書館、一九七三年）に日付けの転記ミスがあり、研究者にも金子の演説と気づかれなかったためと思われる。

さて、この演説は、前記の拙著で詳細に論じた如く、青木周蔵外相などの山県有朋内閣の華族議員の政党関与に関する懸念から企画されたものであったが、演説後、華族を侮辱したとして華族の強い反発を招き、金子の謝罪辞任が云々されるまで争点化する一方、華族間には、これに呼応する形で議会運営に向けた新たな組織を華族会館内に設けようとする動きも起こるなど、極めて大きな波紋を起しており、政治史的に重要な意味を有する史料である。また、金子堅太郎の華族観・議会議場を知る上で、さらに日本の上院制度を考える上でも参考になると思われる。なお、この演説については、平成一三年一〇月、高瀬

教授の主催する「金子堅太郎研究会」において簡単に紹介したが、その際、全文の紹介を慫慂されたことも今回ここに改めて紹介する理由である。

なお、翻刻にあたっては、出来るだけ原文に忠実であることにとめたが、読解の便宜をはかるため、漢字は原則として新字体・通行の字体を使用し、略字等は改め、適宜句読点を施した。

七月三十一日

華族会館ニ於ケル演説筆記

本日ハ公侯爵諸公ノ御案内を蒙り、予ニ貴族院ニ関スル事件ヲ演説セヨトノ命ナルカ、日本ノ憲法ニ付各国ノ学者ノ評論ハ已ニ先般演説シタルコトナレハ、本日ハ貴族院ニ関スル欧米諸国ノ学者ノ論説ト予ノ卑見トヲ陳述シ、併セテ貴族院ハ将来如何ナル地位ヲ保持セサルヘカラサルカヲ演述シテ聊カ諸公ノ参考ニ供セント欲ス。本日ハ貴族諸公ノ集会ニテ再ヒ得難キ好機會ナレハ、貴族院ニ関スル予カ平生ノ意見ヲ充分ニ陳述セント欲スルカ為メ演説中或ハ熱心ノ余リ失言ノ罪ヲ犯スコトモ計リ難ケレハ、此段ハ予メ寛恕アランコトヲ希望ス。

炎熱燃ユルカ如キ折柄ニ拘ハラヌ、去ル十七日ニモ憲法論ノ長演説ヲナシ、今日モ亦長演説ヲ為シテ諸公ノ清聴ヲ煩スコトハ如何ニモ本意ニアラサレトモ憲法上重大ノ問題ヲ説クニ当ラハ、唯々其事件ノミヲ挙ケテ説クハ充分ナラサレハ事少シク冗長ニ涉リ、或ハ講義体ニナルヤモ計リ知ルヘカラサレトモ、先ツ各国ノ歴史上ヨリ説キ起サント欲ス。

諸テ、欧州各国ノ上院ノ成立ヲ歴史ニ参照シテ考察スルニ二種アリ。即チ先般モ憲法論ニ於テ述ヘタルト同シク英国流ト欧州大陸流トノ二種アルコト是ナリ。而シテ此ノ二種ハ今後諸君カ貴族院議員トナリテ議事規則ヲ起草シ、又ハ諸議案ヲ審議セラル、ニ当リテ其正反對ノ地位ニ立チタルコトヲ発見セラル、ナラン。

予ハ英国流ヲ第一種トシ、欧州大陸流ヲ第二種トシテ之ヲ説カンニ、英国ノ上院ハ其国憲法ノ發達ト同シク沿革的ヨリ成立シタルモノニシテ、英国ノ国体、歴史ト常ニ密着シテ相離ルヘカラサル關係ヲ有スルモノナリ。而シテ英国ノ議院ハ往古唯々上院（「グレイト、カウンシル」）ノミニテ下院ナルモノナキコトハ恰モ今日マテ日本ニ元老院ノミ有テ代議院ナキカ如シ。然ルニ時勢ノ變遷ト共ニ、此上院ハ二ツニ別シテ遂ニ現時ノ上院、下院トナリタルモノナレハ是レ皆沿革的ノ議院ニシテ其実全ク君主々義ヨリ發生シタルモノト稱シテ可ナリ。之ニ反シテ欧州大陸ノ上院ノ如キハ全ク革命ノ際帝王ヲ放逐シ、政府ヲ転覆シ、貴族ヲ亡滅シタル後人民カ自由ノ權力ヲ以テ構成シタルモノナレハ、是レ単ニ理論的ノ議院ニシテ總テ民主々義ヨリ起因シタルモノト云フモ不可ナキナリ。斯ノ如ク一ハ沿革的君主々義ニ發生シ、一ハ理論的民主々義ニ起因シ、而シテ此二者ノ間ニ於テ日本ノ貴族院ハ何レノ模範ニ依テ構成セラレタルカト云ハ、英国流ニ依ラス、又欧州大陸流ニ倣ハスト云ハサルヲ得ス。何トナレハ日本ノ貴族ハ諸君ノ熟知セラル、カ如ク藩籍奉還（マツリ）以来今日ニ至ルマテハ単ニ一ノ華族トシテ存在シ毫モ政治上ニ參與スルコトナケレハ彼ノ英国ノ貴族カ上院ニ列坐シテ国政ニ參與スルモノト同一ノモノニアラサルナリ。故ニ日本ノ貴族院ハ英国流ノ沿革的ノ上院ト同一ナリト云フコトヲ得サルナリ。然ラハ則チ欧州大陸流ナリヤト云ハンニ其決シテ然ラサルコトハ今予カ爰ニ喋々スルヲ要セサルナリ。然ラハ何レノ種派ニ屬センカ、日本ノ貴族院ハ我憲法ト同シク一種ノ新機軸ヲ出シタルモノニシテ全ク天皇陛下ノ恩賜ノ憲法ヨリ發生シタル結果ニ外ナラサルナリ。

今我カ貴族院ノ組織ヲ研究スルニ皇族及ヒ公侯伯子男爵ノ貴族ヲ以テ基礎トスルモノナリ。此貴族ノ家系ハ王家ト歴史ヲ共ニシ命脉ヲ同シクスルモノニシテ其家系ノ命脉ハ今年ノ冬ヨリ再ヒ其旧ニ復シ政治上ニ於ケル新芽ヲ出サントセリ。其新芽ハ果シテ能ク充分ナル發達ヲ為シ得ルヤ否又諸公カ祖先伝来ノ歴史ヲ湮滅シ或ハ王家ト關係シタル命脉ヲ切斷スルヤ否將又其歴史ヲ赫々タラシメ、其命脉ヲ密着セシメ以テ王家ノ藩屏トナリ又人民ノ標準トナリ貴族ノ名ニ耻チサル強盛ナル団体トナルヤ否ハ今後諸君ノ熱心ト尽力トノ如何ニアリ。斯ノ如ク諸君ハ其祖先ニ對シ又其子孫ニ對シ至大至重ナル責任ヲ負擔セラル、モノニシテ、此二十三年ノ時期ハ既往ニモ將來ニモ再ヒ得難キモノニシテ貴族ノ運命ノ隆衰ハ此一期ニアリトス。予ハ是ヨリ卑

見ヲ述フル前ニ先ツ日本ノ貴族院令ニ貴族院ナル名称ヲ下セン原因ニ就テ一言セントス。

抑貴族院ナル文字ヲ附スルニ就テハ種々ナル議論ノ有リタルコトナリ。或ハ元老院、衆議院ト称スヘシト云ヒ、或ハ上院下院ト唱フヘシト云ヒ、又或ハ第一院第二院トスヘシ等ノ説モアリシカ遂ニ貴族院衆議院ト為スニ決定シタリ。今其理由ヲ尋ヌルニ君主々義ノ日本ニ於テ天皇陛下ヲ立憲政体ノ中心トスルニ当リ其四面ヲ囲ムモノハ悉ク皆平民ナルトキニハ或ハ君主ノ聖威尊嚴ヲ薄弱ナラシメサルヤ否ヤノ感ナキ能ハス。二千五百年來万世一系ノ天皇ヲ奉戴シテ國家ノ中心ト為シ來リタル本邦ノ事ナレハ其最モ王家ト關係アル貴族ヲ以テ皇室ニ密接セシムルニアラサレハ畏レ多クモ天皇ヲシテ國家ノ中心ニ孤立セシメサルヤ否ノ恐レナシトセス。故ニ君主ノ尊威ヲ赫々タラシムルニハ貴族ヲシテ政治上又ハ社交上ニ勢力ヲ有セシムルコト必要ナリ。然ルニ元老院ト云フトキニハ単ニ國家ノ元老ノ集會ト云フニ過キヌ又上院下院或ハ第一院第二院ト称スルトキニハ國民ノ集會ニシテ第一部第二部ト分チタルニ過キサルナリ。故ニ純粹ナル貴族ヲ養成シ以テ王室ノ藩屏トナサント欲セハ貴族院ナル名稱コソ頗ル適當ナラン乎。是レ遂ニ貴族院ノ名稱ノ起ル所以ナラン。然ラハ則チ此院ニ列スル貴族ハ唯ニ日本臣民トシテ國政ニ參與スルノミニ非ス。國家ノ柱石タリ。皇室ノ藩屏タルコト已ニ憲法上ニ於テ認定セラレタル者ナルカ如シ。

然ルニ世間ニハ一院論者アリテ曰ク、貴族院ヲ設ケ貴族ヲシテ生レナカラ政權ヲ有セシムルハ明治維新ノ主義ニ背違スルモノナリト、抑一院論タルヤ歐米諸國ニ於テモ曾テ唱フルモノアリタレトモ未タ実行セラレタル例ヲ見ス。且ツ英米ノ如キ尤モ平等主義ヲ主張スル國ニ於テスラ尚ホ上院下院ノ設ケアリテ其權限モ各々差異アルニアラスヤ、況ンヤ日本ノ如キ國體ニシテ君主々義ヲ鞏固ナラシムルニハ是非トモ貴族院ニ勢力ヲ附ケ衆議院ト兩立對峙セシムルハ最モ必要ノ事ナルニ於テヲヤ。宇内無比ナル万世一系ノ天皇ヲ奉戴スル國民ニシテ斯ル思考ヲ抱クモノアルハ予ノ甚タ解スル能ハサル所ナリ。且予カ歐米巡回中面話セシ學士政治家ノ説ヲ聞クニ日本ノ王室ハ五大洲中ニ比類ナキモノナレバ宇内ノ宝トシテモ之ヲ保存スヘキモノナリ。故ニ之ヲ保存セント欲セハ君主々義ニ依リ其勢力ヲ盛大ナラシメンコト尤モ緊要ナリト、此ノ如ク外國人スラ我日本ノ國體ヲ欽慕賞揚シテ止マサル今日ニ當リ、日本人ニシテ彼ノ君權如何ヲ顧ミス一院論ヲ唱フル如キハ學說上ノ空理タルハ勿論我國體ノ

尊嚴ナルコトヲ知ラサルモノト謂フヘキナリ。

今欧米ニ於テ上院ノ組織権限ヲ論スル学者ノ意見ヲ聞クニ、上院ハ第一世襲貴族、第二勅選議員、第三豪族富家、第四民選ノ四者ヲ混加シ能ク其権衡ヲ執テ組織スルヲ良法ナリト云フ、是レ学者ノ尤モ主張スル所ナレトモ悲イ哉、欧羅巴各国ハ古来種々ナル歴史上ノ関係ヨリシテ此良法ヲ実行スルコト能ハサルナリ。然ルニ我カ日本ノ貴族院ハ幸ニ各国ノ先例ヲ視察シ彼ノ長ヲ採リ、彼ノ短ヲ捨テ、又今日欧米諸国ニ行ハル、所ノ新説ヲ採用シ凡テノ粹ヲ集メテ一種ノ新組織ヲ創造シ其組織ノ如キモ第一皇族、第二公侯伯子男爵、第三勅選議員、第四豪族富家ノ四元素ヲ以テ成立ス。此組織ニ就キ何ノ国ノ例ニ倣ヒタルモノナルカノ不審ヲ抱カル、諸公モアラン。請フ少シク其理由例証ヲ陳述セントスル。

第一皇族ノ世襲議員トシテ貴族院ニ列席セラル、ハ歐洲立憲国ノ通例タリ。第二公侯伯子男爵ノ内公侯爵ヲ世襲トシ、伯子男爵ヲ互選トシタル所以ハ、伯子男爵ノ人員多キニ過キタルカ為メナリ。此區別ヲ以テ伯子男爵ニ属スル世襲議員タルノ特權ヲ輕重スルコトナシ。英国ニ於テモ愛耳蘭、蘇格蘭ノ貴族ハ其同族中ヨリ互選シテ上院ニ列セシムルニ例アリ。又「ホアトンブルグ」ノ憲法第百廿九条ニ上院議員ハ第一王族、第二公侯ノ戸主及帝国々會又ハ州會ニ於テ表決ノ權アル領地ヲ有スル王族ノ總代人中ヨリ互選スト云フ例アリ。又英国ノ碩儒「ミル」モ亦代議政体論ニ説テ曰ク、英国ハ世襲議員ノ数近年増加スルノミニテ甚タ困難ナレハ遂ニハ蕪愛両国貴族ノ互選法ヲ用ユルニ至ラン。故ニ若シ貴族院ヲ新タニ設クルノ国アラハ彼ノ互選法ヲ採ルヲ可トス。此等ノ例証ヲ取捨シテ我邦ノ貴族院ヲ組織セラレタルカ如シ。第三勅任議員ハ国家ニ勲勞アリ又ハ學識アリテ貴族ト肩ヲ並ヘ席ヲ同クスルノ資格アル者ノ中ヨリ天皇ノ思召ヲ以テ任命セラル、モノニシテ、臣民ノ榮譽之ニ過クルモノナシ。故ニ国家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者ニ此榮譽ヲ与フルハ貴族院ノ地位ヲ高ムルノ精神ナリ。又第四豪族富家即チ土地工業商業ニ付キ多額ノ税ヲ納ムル者ハ一國ノ財産ヲ代表スル者ナルカ故ニ、是亦貴族院ニ列セシムルモノトス。此事ニ就テ或ハ貴族諸公ノ内ニ於テ田舎ノ士民ト同席スルハ屑カラスト思ハル、人モアランカナレトモ、是亦各国ニ例アルコトナリ。既ニ本邦ノ貴族院ニハ皇族、公侯伯子男爵及勅任議員ノ三者アレハ皇室ノ系統、一國ノ門閥及勲勞學識ノ三大元素ハ具備シタレトモ

何如セン經濟的又ハ実業的ノ原素ノ未タ貴族院ニ注入セサルカ為ニ爰ニ其分子ヲ加入シテ一國ノ粹ヲ集合シテ遺漏ナカラシメントスルカ如シ。彼ノ英國ニ於テハ「ジョージ」第三世以來工業商業ヲ營ミ富豪トナリタルモノ、設令ハ日本ノ鴻ノ池岩崎等ノ如キ商業者ヲ拔權シテ世襲貴族トナスヲ例トセリ。故ニ彼ノ有名ナル富家「ロスチャイルド」ノ如キハ先年世襲貴族ニ叙セラレテ今現ニ上院ニ列セリ。然レトモ英國ノ學者ハ之ヲ喜ハス、皆論シテ曰ク、此制アルカ為ニ英國ノ貴族ハ勲功ナキ平民ニ於テモ金力ヲ以テ之ヲ買取り一朝忽チ「ノルマル」王家ト共ニ英國ヲ征服セシメタル古來ノ貴族ト同席スルカ如キ弊害ヲ生スト。又伊太利憲法第三十三條ニ依レハ、王国内ニ土地ヲ有シ三年以上三千「リール」ノ地租ヲ納ムル者ハ勲選セラレテ終身貴族院ニ列スルノ制アリ。故ニ此ノ二國ニ於テハ金力ヲ以テ世襲又ハ終身ノ貴族トナルコトヲ得ル為ニ私黨援引ノ弊ヲ生シテ上院ノ地位ヲ卑下スルノ感アリ。然ルニ日本ハ英伊二國ノ制ニ依ラス。只府県ニ於ケル多額納稅者十五人ヲ選ミ、其中ヨリ一人ヲ互選セシメ上奏後勅任セラル、ノ制ヲ設ケタリ。是レ任命ノ權全ク天皇ニ在リテ純粹ナル君主々義ヲ採リタルモノトス。故ニ多額納稅者ノ議員ハ假令ヒ人民ノ互選ニ依ルト雖モ、互選其レ自身ヲ以テ直ニ貴族院ニ列セシメス。天皇ヨリ貴族院議員ニ任スト云フ辭令書ヲ得テ始メテ貴族院ニ列スルノ權アルモノトス。

是ヨリ歐米巡回中、日本ノ貴族院ニ付聞得タル學士ノ説ヲ陳述セントス。独逸ニ於テ「イヤリング」氏ニ面会シタルトキ、同氏曰ク、余ハ日本ノ貴族院令ヲ熟読スルニ余カ數年間上院ノ組織ヲ立案セシモノト符号セリト云ハントス。其貴族ヲ主本トシ傍ラ勲功及學識アル者ヲ加入シタルノ点ニ至テハ余カ平生熱望スル所ニ同シ。又多額納稅者ノ中ヨリ互選セシムルノ一点ハ、今日歐洲ニ於ケル進歩的ノ學説ニ適合シタリ。是レ即チ多額納稅者ヲシテ貴族院ニ列スルノ榮譽ヲ与ヘテ日本ノ商業工業ヲ奨励シ以テ國家ノ財源ヲ増殖セントスル新工夫ナリト。又壞國ノ「スタイン」氏ハ余ニ談シテ曰ク、日本ノ貴族院ハ英國上院ノ組織ト大差アルコトナシ。然ルニ英國ハ金力ヲ以テ世襲貴族ヲ買フコトヲ得ルモ、日本ハ僅カニ七年ノ任期ヲ限り貴族院ニ列スルノミニ制限シタルハ尤モ其當ヲ得タルモノニシテ、之レカ為妄リニ金力ヲ以テ世襲貴族タルコトヲ得サラシメントス。是レ予ノ最モ賛成スル処ナリト。又英國ノ「ハリスン」氏ハ貴族的ノ思想尤モ盛ナル人ニシテ其説ニ依レハ貴族ヲシテ政權ヲ掌

握セサレハ、国政ヲ振起シ、国威ヲ發揮スルコト能ハス。政權貴族ノ手ヲ離レテ平民ノ掌ニ移ルハ国運衰微ノ秋ナリ。故ニ日本ニ於テモ将来爰ニ注目シ貴族ニ勢力ヲ有セシメサルヘカラスト。

夫ヨリ予ハ英国ノ上院ニ於テ昨年大宰相「ソールスベリー」侯カ提出セラレタル上院組織改正案ヲ熟読シタルニ、其精神ハ日本ノ貴族院令ト殆ント同一ナリ。嗚呼立憲國ノ元祖タル英国ノ大宰相ノ提出シタル法案ト、日本ノ貴族院令ト其趣キヲ同クシタルハ実ニ日本ノ名誉ナラスヤ。而シテ「ソールスベリー」侯ノ提出シタル改正案ノ主眼ハ勲功學識アル者ヲ以テ終身貴族トナサントスルニ在リ。然レトモ英国ノ貴族ハ元來保守的ノ思想盛ナルカ為、此議案ニ付キ反對シテ曰ク、我等ハ「ノルマン」王家ノ名族ナリ。只ニ學識アルノ故ヲ以テ直ニ平民ニ貴族ノ特權ヲ附与スルハ不当ナリ。英国ノ貴族ハ英国ノ王家ニ密着シ、之レト命脉ヲ同クスル者ニアラサレハ貴族院ニ入ラシムルヘカラスト。遂ニ其議案ハ消滅シタリ。然レトモ今日英国政治家ノ議論ハ勲功學識アル者ヲ以テ終身貴族トナスコトヲ主張シテ已マサル者ノ如シ。斯ノ如ク英国貴族カ其門地經歷ヲ重ンスル所以ハ畢竟「コンサーベチーフ」保守的ノ思想ニ富メルカ為メナリ。其他欧米各國ノ學者ノ説ヲ聞クニ何レモ皆ナ貴族院ハ王家ト密着シ、一國ノ歴史ニ關係アル門族ヲ以テ組織スルニアラサレハ其勢力ヲ盛大ナラシムルコト能ハスト云フ。

日本ノ貴族ハ、幸ニシテ王家ト源流ヲ同クシ、国體ト運命ヲ共ニセリ。然ルニ貴族諸公ニシテ此二十三年ニ於テ一蹶シテ勢カヲ得ルコト能ハサリシナラハ、甚タ失礼ナル申分ナレトモ恐ラク諸君ハ再ヒ此ノ如キ好機會ヲ得ルコト能ハサルヘシ。若シ今年ノ議會開設ヨリ五六年間ニ於テ諸君カ充分尽ス処アラサレハ、後世幾百年ヲ経ルモ斯ル好時機ハ再ヒ来ラサルモノト断念セサルヲ得サルナリ。予ハ此ヲ思ヒ彼ヲ考フルトキハ自身ハ貴族タラサルモ、尚ホ且ツ日夜憂心苦慮シテ寢食ヲ安ンスルコト能ハス。万一諸君ニ於テ此二十三年ノ好時機ヲ徒ラニ經過シタランニハ諸君ハ啻ニ天皇陛下ノ殊遇ヲ空シクスルノミナラス、祖先ニ対シ又子孫ニ対シ永ク士民ノ上位ニ立ツコトヲ得ル乎。是レ或ハ失言ニ渉ル語ナルヤモ知ルヘカラサレトモ、此ノ千載ノ一遇タル時期ニ遭遇シタルコトナレハ予カ熱心ノ余リト幸ニ宥恕アランコトヲ請フ。然リ而シテ若シ日本ノ貴族院ニシテ英國ノ貴族院ノ如キ位地及勢力ヲ有スルニ至ラハ、廿三年後ノ貴族ハ昔日ノ公卿大名ニアラス実ニ日本國ノ名誉ナリ。又貴族諸

君ノ名誉ナリ。又貴族院ニ職ヲ奉スル金子堅太郎ノ名誉ハ幾千ソヤ。故ニ予ハ此際ニ於テ諸君ノ驥尾ニ付キ事務ニ従事スル千載一遇ノ榮譽ニ遭遇セルノ感ヲ懷ケリ。而シテ諸君ハ、上ハ皇室ニ対シ又祖先ニ対シ、下ハ子孫ニ対シ又人民ニ対シ一大義務ヲ有スルモノナリ。然リト雖モ諸君ニ於テ此好時機ヲ失ハス、勢力ヲ遽カニ我掌中ニ収メント逸リ自動力ニ依ラス他動力ニ依頼シ、慢リニ政党ニ加入連絡シテ輕躁ノ挙動アラハ其利害果シテ何レニ在ルカ。諸君ノ如キハ立派ナル家系門閥ニ出テタルモノナレハ他人ノ党勢ニ依ラス、諸君ハ唯我独尊ノ精神ヲ確守シ、自己ノ脳髓ヨリ絞り出シタル自智自識ヲ以テ今後ノ処理運動ヲナサレンコトヲ願フナリ。

歐洲各国ノ貴族院カ常ニ政治上社交上ニ勢力ヲ占ムル原因(マズ)ニ就テハ歴史上ノ由来到底一朝一夕ノ能ク述ヘ尽ス処ニアラサレトモ、今爰ニ其ノ一二ヲ挙ケントス。抑モ上院ナルモノハ羅馬帝国ノ「セネート」(元老院)ニ起源シ、而シテ羅馬亡滅ノ後チ其「セネート」ノ記念ヲ遺シタルハ、則チ英国ノ貴族院ナリ。去レハ羅馬ノ「セネート」ハ當時ニ在テ一国ノ花、一国ノ脳髓ナリ。亞細亞ヲ攻取シタルモ又羅馬帝国ヲ一統シタルモ皆「セネート」ノ力ニ依ラサルハナシ。又今日各国ノ上院ヲ生出シタル元素モ羅馬ノ「セネート」ニ淵源セリト云フヘシ。而シテ其最モ記念ヲ遺シタルハ英国ノ貴族院ナリ。英国ノ貴族院コソ英国ノ花、英国政治ノ脳髓ナリ。其国家ニ対シ尽シタルコトハ英国ノ歴史ヲ讀ムモノ、知ル所ナリ。又英国貴族院ノ最モ貴ムヘキ所以ハ一方ニ向テハ君主ノ專断ヲ制限シ、又一方ニ向テハ人民ノ激昂ヲ抑制スルノ勢力ヲ有シ、恰モ君民ノ中間ニ立テ国政ヲ調理スルモノナリ。故ニ人民ノ權利モ其淵源ヲ尋ヌレハ、何レモ皆ナ此処ヨリ流出シタリト云フヘシ。今其例ヲ挙レハ一千二百十五年ニ「ジョン」王ヲシテ大憲章「マグナカータ」ニ調印セシメタルモ英国貴族ノ力ナリ。又一千二百六十五年「ヘンレー」第三世ニ迫テ今日ノ下院ヲ設立セシメタルモ「モンテフォート」ト称スル英国貴族ノ力ナリ。蓋シ英国ノ民権ハ皆貴族ノ賜物ニシテ貴族ノ国政上ニ於テ勢力ヲ掌握スルハ至当ノ事ナリト云ハサルヲ得ス。故ニ英国ニ於テハ如何ナル民主々義ノ者ト雖モ貴族ノ面前ニ出ツルトキニハ、知ラス識ラス頭ヲ下ケテ敬意ヲ表セサルヲ得サルノ景況ナリ。若シ此貴族ナカリセハ今日英国ニ於テ民権尚未タ發達セサリシヤモ計リ難シ。斯クノ如ク英国貴族ハ民権發達ノ上ニ於テ勲勞アル者ナレハ、国民ノ

之ヲ尊敬スル豈ニ当然ノコトナラスヤ。然ルニ日本ノ貴族ハ我憲法ノ發達又ハ民權ノ伸暢ニ就テ如何ナル功勞アルカ。維新ノ大業ハ貴族ノ力ニ依ルカ、將タ士族ノ力ニ依ルカ、明治十四年国会開設ノ上書モ士民ヨリ呈出シ、又六年ノ民選議院ノ建白モ士族ノ手ニ成ル。蓋シ維新ノ勲功ニ依テ國家ノ元勲トナリタル人モアレトモ維新以來廿有餘年間國事ニ奔走シ多クノ辛苦ヲ嘗メタル者ハ多クハ士族ニアリ。此ノ如キ有様ニテ今日衆議院ノ議員ト並ヒ立テ、英國下院ノ議員カ上院ノ議員ニ對スルカ如キノ尊敬ヲ受ケント欲スル抑モ亦難イ哉。然レトモ諸君ノ行為如何ニ依テハ彼等ノ尊敬ヲ受クルコト亦敢テ難キニアラサルナリ。然ルニ若シ諸君ニシテ貴族タルノ精神ヲ養成セス、貴族院ノ方針ヲ確定セス、徒ラニ政黨ニ加入セント欲シテ地方ヲ巡回シ、輕挙ノ行為アルカ如キコトアラハ是レ自カラ貴族ノ地位ヲ低カラシムルモノナラスヤ。顧フニ諸君ノ系圖ハ藤原氏又ハ源氏若シクハ平氏ト云ヒ何レモ皆ナ王家ニ密接シタル名門豪族ニシテ國家ニ對シテ大功アル歴史ヲ有セラル、貴族ニアラスヤ。何ソ自ラ其地位ヲ低カラシムルコトヲ為スヲ要センヤ。蓋シ今日ニ於テ貴族諸君ノ急務ハ學識ト經驗トヲ備ユルニアリトス。今ヨリ此二者ヲ具備シ以テ右手ニ名門豪族ノ地位ヲ携ヘ、左手ニ學識經驗ノ實力ヲ提クルニ至ラハ、予ハ貴族諸公ハ假令自宅ニ安臥スルモ人民ハ名刺ヲ通シテ拜謁ヲ乞ヒ、彼ノ如北辰居其所而衆星共之ナランコト信シテ疑ハサルナリ。

是ヨリ進テ上院ノ地位ハ如何ナルモノナルヤト云フコトヲ論究セントス。抑モ上院ハ上ハ王室ノ藩屏トナリ、下ハ人民胆仰ノ中心トナリ、又國政ノ上ニ於テハ局外中立ノ地位ニ立テ政治ノ方針ヲ監督スルモノトス。又政府ト人民トノ間ニ於テ紛争ヲ生シタルトキニハ之ヲ調停スルハ、即チ上院ノ本分ナリ。今此事ニ就キ各國學者ノ説、及ヒ予ノ卑見ヲ併セ陳述シテ諸君ノ參考ニ供セントス。

抑モ帝室ノ尊嚴ヲ保チ國家ノ秩序ヲ保持スルニハ國民ニ階級ナカルヘカラス。國民ニ階級ナキトキハ國家ノ秩序ヲ整理スルコト能ハス。國家ノ秩序整理セサルトキハ、國政進歩得テ期スヘカラサルナリ。故ニ階級秩序ハ國家ノ進歩ニ最モ欠クヘカラスサルモノナリ。之ヲ換言スレハ、國民ニ勲爵位階ヲ附スルハ君主國ノ政權ヲ保持スルノ要具ナリト云フニ外ナラサルナリ。亞米利加又仏蘭西ノ如ク民權自由平等ノ三精神盛ナル國ハ、宇内恐ラク他ニ比類ナカルヘシ。然ルニ其二國ノ實際ヲ觀察スルト

キハ其国ノ人民ホド政府ノ官吏ヲ崇拜シ、或ハ富豪家ヲ尊敬スルモノモ亦他ニ其例少キカ如シ。是レ全ク人民カ金權ト政權トモ熱望スルノ然ラシムル所ナリ。蓋シ共和平等ノ国体ニ於テハ、人民ハ金權ト政權トノ前ニ屈スルコト殆ント奴隷ノ如クナレハナリ。然レトモ君主々義ノ国体ニ於テハ君主ヲ榮譽政權ノ淵源トシ、凡テノ榮譽及政權ハ皆此レヨリ流出スルノ制度ヲ設ケサルヲ得ス。此制度ヲ実行スルニハ到底君主一人ニテハ之ヲ成就スルコト能ハス。故ニ君主ノ下ニ公侯伯子男ト云フカ如キ貴族ヲ設ケ、之ニ政權ヲ与へ、又之ニ榮譽ヲ附シ以テ平民ノ上位ニ置クコト最モ必要ナルモノナリ。

歐洲各国ノ人民ニ於テ貴族タランコトヲ熱望スルハ、最モ甚シキモノトス。今英国ノ例ヲ以テ之ヲ証明セン。英国ハ自由平等ヲ重ンスル国柄ナリ。然ルニ其実際ハ全ク之ニ反対セリ。千八百三十年ヨリ千八百九十年マテ六十年間ノ統計ニ依レハ改進黨ノ内閣ニ於テ新ニ平民ヨリ貴族ニ叙シタル者ノ数ハ二百〇六人ナリ。保守党ノ内閣ニ於テ貴族ニ叙シタル者ノ数ハ僅々九十六人ニ過キサルナリ。斯クノ如ク其叙爵ノ数ニ大差アル所以ノモノハ保守党ハ自家ノ名譽ヲ永久ニ專有セントスル保守的ノ思想アルカ為メ成ルヘク新ニ貴族ニ叙スルヲ欲セサレトモ、改進黨ハ之ニ反シ、口ニハ平等主義ヲ唱ヘツ、アルモ其実多クハ貴族タルコトヲ熱望スルモノナリ。

上院ノ性質ヲ尋ヌルニ、一ハ政府ノ專断ニ流カル、ヲ防キ、一ハ下院ノ過激ニ走ルヲ抑ヘ常ニ両者ノ中間ニ立テ之ヲ調和スルノ団体ナリト、又下院ノ專横ヲ制限スル上院ノ勢力ハ上院ノ議場内ニ於テ下院提出ノ議案ヲ修正又ハ廢棄スルカ如キモノニ非スシテ、常ニ上院ノ門外ニ在ルナリト。是レ即チ上院ノ門外ニ於テ貴族ノ有スル社交上ノ勢力ヲ云フモノナリ。其社交上ノ勢力ノ重モナルモノハ貴族ノ平素ノ品位、言語、動作、風采等ニアリ。又上院ノ政治上ニ有スル權力ノ如キモ決シテ狭少ナル上院ノ議場内ニ局存スルモノニアラサルナリ。社会全体ヨリ貴族ヲ貴ヒ、其風采ヲ慕フニアラサレハ、焉ソ能ク政治上ノ實權ヲ有シ上院ノ位地ヲ高ムルコトヲ得ンヤ。又上院ノ議場ハ只上院ノ勢力ノ強弱ヲ試ミル土俵場タルニ止マリ、其眞位実勢ハ、却テ上院ノ門外ニ在リトハ、是レ歐米学者ノ一般ニ唱道スル所ナリ。

是ニ由テ之ヲ觀レハ、我日本ノ貴族院ノ如キモ将来政府ト衆議院トノ間ニ起ル争点ヲ調和スルコト之レナシトセス。而シテ

貴族院ニ於テ公明正大ノ議論ヲ以テ此争点ヲ調和スルコトヲ得ル所以ノモノハ、彼ノ世襲貴族ノ如キ人民ニ阿ネラス、政府ニ媚ヒス、能ク独立不羈ノ地位ヲ保持スルカ故ナリ。凡テ官吏ハ國務大臣ノ命令ニ依テ左右セラル、モノナレハ、設令自身ノ本意ニ反スルコトアルモ、其官職ニ在ル間政府ノ命令ヲ奉セサルヲ得スト雖モ、貴族院ノ議員ノ如キハ決シテ然ラス。一方ニ於テハ内閣大臣ト雖モ、其職權ヲ奪フコト能ハス。又他ノ一方ニ於テハ、衆議院議員ノ如ク人民ノ權心ヲ得テ選挙ニ勝ヲ占メント勉ムルニ及ハサルナリ。何故ニ斯ノ如キ確固タル地位ヲ貴族ニ与ヘラレタルヤト云フニ、是レ全ク政府ト人民トノ中間ニ立チ、他人ノ羈束ヲ受ケス、又之ニ左右セラル、コトナク、公明正大ナル議論ヲ吐露セシムルカ為メニ外ナラサルナリ。又貴族諸公ハ生レナカラニシテ貴族院ニ列スルノ特權ヲ有スルモノナレハ、前後左右何レニ向テモ忌憚スル処ナク公明正大ノ議論ヲ発スルコトヲ得ルモノナリ。貴族ヲ除テ他ニ決シテ此特權ヲ有スルモノナシ。此獨立不羈ノ貴族ナカリセハ、政府ノ專制又ハ下院ノ激昂ヲシテ何レノ点ニマテ達セシムルヤ計リ知ルヘカラサルナリ。凡テ人類ノ性質トシテ一タヒ政治上ノ權力ヲ得ルトキニハ何カ程之カ濫用ヲ慎ムト雖モ、知ラス識ラス其專制ニ陥入ルハ、人情免レ難キコトナレハ、政府ト雖モ決シテ越權ノ処置ナシトハ断言スベカラス。又衆議院ノ如キモ人情ノ感触ニ依リ左右セラル、人類ノ集合体ナレハ時々国政ヲ熱心ニ論スルノ余リ、或ハ知ラス識ラス其職權ヲ濫用スルコトナシトハ明言スヘカラサルナリ。斯ル場合ニ於テ貴族院カ獨立シテ局外ノ地位ニ立チ、兩者ノ行為ヲ監督スルトキハ双方トモ貴族院ニ對シ大ニ斟酌スル処アリテ其紛擾ヲ予防スルノ利益アルハ勿論ナリトス。然ラハ則チ諸君ハ其身ハ貴族院ノ中ニ拱手晏坐スルモ其位地ハ自ラ双方ノ權力ノ濫用ヲ抑制スルモノナリ。

凡テ貴族ノ位地ヲシテ愈々高く、且愈々貴カラシメント欲セハ、豈貴族ノ有スル爵位ノミニシテ足ランヤ。必ス之ニ附属スヘキモノナカルヘカラス。今「ミル」ノ説ニ依テ其附属スヘキモノハ、如何ナルモノナルヤト云ハ、經驗ト學識トノ二者ナルカ如シ。故ニ若シ貴族ニシテ唯爵位ノミヲ有シテ經驗ト學識トノ二者ヲ有セサレハ、貴族ノ勢力ヲ盛大ナラシムルコト能ハス。蓋シ貴族ハ爵位ノ外、尚ホ經驗ト學識トヲ具ヘテ其勢力ヲ盛大ナラシムルモノナリ。經驗ト學識トヲ備ヘサル爵位ハ博物館ニアル古代ノ名作ナル弓鞍兜等ト何ソ異ナランヤ。名門豪族ハ學識ト經驗トヲ備エテ益々其家名ノ光輝ヲ赫灼タラシムルモ

ノナリ。

将来、貴族院ト衆議院ト相對立シタル曉キニ於テ、諸公ハ成ルヘク貴族院ニ勢力ヲ有セシメ衆議院ニ負ケシト云フ競争心ノ起ルハ当然ノ事ナリ。斯ル考ヘハ勢ヒ起ラサルヲ得ス。然レトモ又此時ニ當リ、貴族諸公ニ於テ单独ノ運動ヲナスコト能ハサレハトテ可成同説ノ者ト連合セント企テ、漫リニ政党ニ加入シテ輕々シク運動セントスルカ如キ挙動アル時ニハ予ハ之ヲ以テ貴族院ノ地位ヲ低下セサルヤト云フヲ憚カラサルヘシ。彼ノ「ミル」ノ代議政体論中ニアルカ如ク、若シ上下兩院トモニ同一ノ元素ニ屬シタランニハ、何ソ上下ノ二院ヲ設クルノ必要アラシヤ。二院トモニ同一ノ思想ヲ代表スルモノナラハ何ヲ苦テ二院ヲ置クノ必要アラシヤ。然ラハ則チ如何シテ上下ノ二院ヲ組織スヘキカト云フニ下院ハ多数人民ノ思想ヲ代表セシメ、上院ハ一種族ノ便益ニ拘泥セラレス又人民ノ多数ニ依テ左右セラレサル獨立ノ分子ヲ以テ組織スヘシト。而シテ本邦ノ貴族院ハ皇族及公侯伯子男ノ貴族ノミニ限ラス又勲勞學識及財産ノ三分子ヲ混加シ、以テ不羈獨立ノ地位ニ立チ、政府ニ媚ヒス、人民ニ阿ネラス、公明正大ノ議論ヲナスベキ本分ナリトス。然ルニ、若シ其貴重ナル地位ヲ忘却シテ、徒ラニ政党ニ加入シ、輕挙ニ誤ル時ハ如何ナル弊害ヲ生スルモ計リ知ルヘカラサルナリ。試ミニ諸公ニシテ政党ニ加盟シタリト假定セヨ衆議院ニ於テ其加盟シタル政党ノ多数ヲ以テ決議シタル議案ヲ貴族院ヘ送附シタルトキ貴族諸公ニ於テ其送附案ハ己レノ意見ニ全ク反対スル者ナルコトヲ知ルト雖モ、已ニ其政党ニ加盟シタル以上ハ其黨議ニ反対シ之ヲ駁撃スルコト能ハサルヘシ。又衆議院議員ト同一ノ政党ニ加盟シタル以上ハ或ハ彼等ノ演説会ニ出席シテ政黨演説ヲナサ、ルヲ得サル場合モアラシ。然レトモ一タヒ政黨演説ヲナセハ勢ヒ不羈獨立ノ地位ヲ有ツコト能ハス。必ス政黨ニ偏スル言論ヲナスコトモ或ハ計リ知ルヘカラス。然ラハ則チ獨立不羈ノ地位ニ立チ政府ト人民トノ中間ニ在テ其二者ヲ調停スルコトヲ得シヤ。故ニ貴族ノ政黨ニ加盟セラル、ハ或ハ不得策ナラント云ハサルヲ得ス。諸公ハ生レナカラ不羈獨立ノ地位ニ居ラル、コトナレハ成ルヘク人民ノ多数ニ依テ左右セラル、政黨等ニ加入セス學識經驗ノ二ツヲ具備スルコトニ専心セラレンコト、今日目下ハ急務ト信ス。

今茲ニ廿三年ノ冬期ヨリ貴族院ト衆議院ト對立シテ國政ヲ論議スルニ當リ兩院ノ議員ヲ比較セシニ、貴族院議員ニハ一國ノ

門闕ト維新ノ元勳トヲ収合シタルモノナレハ、其爵位ノ高貴ト政務ノ經驗トニ富メルノ点ニ於テハ貴族院ハ遙ニ衆議院ノ上位ニアリ。然レトモ學問ノ点ニ於テ之ヲ云ヘハ衆議院ノ議員中ニハ歐米ノ大學又ハ帝國大學ニ於テ卒業シタル學士數多アリ、又代議政ノ經驗ノ点ニ於テ之ヲ云フモ衆議院ニハ明治十二年以來地方議會ニ参与シ、幾分カ議政ノ經驗ヲ積ミタル人物多シ。是ヲ英國ノ情態ニ比較スルニ日本ノ貴族ハ全ク英國ノ貴族ニ反對セリ。英國ノ貴族ハ既ニ前ニモ陳述シタル如ク、一國ノ為メ、人民ノ為メ、代議政體ノ基ヲ立テタルモノナレハ貴族ハ常ニ平民ニ向テ曰ク英國ノ平民カ國政ニ参与スルノ特權ハ我等貴族ノ賜物ナリト。而シテ本邦ノ貴族ハ今日士民ニ向テ英國ノ貴族ト同様ナル言葉ヲ発シ得ルヤ否ハ諸君ノ判断ニ任セント欲スルナリ。已ニ先日府下ノ或ル新聞紙上ニ華族ノ公子盜人ヲ見テ繩ヲ糾フト云フ題ニテ、近日來貴族諸君カ會館ニ相會シ貴族院ニ関スルコトニ付研究セラル、ハ、是レ盜人ヲ見テ繩ヲ糾フト一般ナリト記載セリ。予ハ之ヲ一讀シテ其身貴族ニアラサレトモ憤懣ノ心ヲ生シタリ。然レトモ亦自ラ慰メテ以為ク今日盜人ヲ見テ繩ヲ糾フハ、尚ホ之ヲ糾ハサルニ勝レルコト万々ナリ。今繩ヲ糾ヒ置カハ後日盜人ノ再來ヲ防クニ足ラント。故ニ今日ハ、決シテ優遊トシテ歲月ヲ浪費スルノ時ニアラス。議會ハ三ヶ月ノ後ニ開クルヲ如何センヤ。

貴族院議員ト衆議院議員ト相對シタル時ノ勢力如何ヲ想像スルニ代議政體ノ學識ト經驗トノ点ニ於テハ優劣自ラ其間ニ存スルカ如シ。若シ優劣強弱一所ニ混同スルトキハ劣者弱者ハ自然ト優者強者ノ為メニ^(マメ)圧例サレ、遂ニ其勢力ヲ失フニ至ルハ社會進化學ノ原理ニ照ラシテ明瞭ナリ。故ニ若シ貴族諸君ニ於テ衆議院議員ト同一ノ政黨ニ加入シ、一所ニ混同スルカ如キコトアラハ、此進化學ノ原理ニ依リ、貴族ノ勢力ハ知ラス識ラス薄弱ナルヤモ計リ知ルヘカラサルナリ。故ニ諸君ハ徒ラニ政黨ニ加入スルヲ要セス、憲法ニ於テ得タル不羈獨立ノ地位ト學識經驗トノ二者ヲ以テ帝國議會ノ土俵場ニ立ル、ニ至ラハ二三年ヲ出スシテ國民ノ貴族諸公ヲ崇拜スルコト如北辰居其所而衆星共之ナルニ至ルモ亦自ラ日ヲ期シテ待ツヘキナリ。

今英國貴族院議員ノ政黨分ケノ統計ヲ一見スルニ、英國貴族院ハ五百五十一人ノ總員ナリ。而シテ貴族院ヲ組織スル分子ノ最多數ハ古來ノ慣例ヲ保守シ、貴族ノ占有スル政權ヲ失ハサラントスル保守的ノ思想ヲ有ス。其人數ハ三百二十五人ナリ。

「グラッドストーン」氏ノ率ユル改進黨ハ、僅々三十七人ナリ。「ハーチントン」侯ノ率ユル聯合党ハ九十八人ナリ。無所属ノ者ハ四十七人ニシテ、無主義ノ者ハ三十一人ナリ。其他ニ未丁年者十三人ナリトス。英国ニ於テ保守党、貴族ノ三百廿五人ノ多数ニ対シ、僅々三十七人ノ改進黨アル所以ノモノハ、畢竟英国貴族カ保守的ノ思想ニ富メルニ依ルモノナリ。故ニ何程世間ニ於テ貴族廃スヘシト論スルモ、貴族ノ勢力此ノ如ク盛大ナル以上ハ到底之ヲ実行シ得ヘキモノニアラサルカ如シ。嘗テ予カ滯英中改進黨ノ下院議員ニ面会シ、英国ニ於テハ貴族院廃ス可シト論スル者アリト聞シカ、足下ハ之ニ賛成セラル、ヤ否ヤト尋ネタルニ、同氏答ヘテ曰ク、予ハ改進黨ナレトモ此説ハ不賛成ナリ。今日若シ貴族院ヲ廃シタランニハ衆議院議員ノ席ハ皆ナ貴族ノ専有スル所トナリテ我々ハ到底衆議院ニ入ルコト能ハサラントス、何トナレハ英国ノ土地ノ三分二ハ貴族ノ所有スル所ニシテ、其小作人又ハ借地人ニ対スル貴族ノ勢力ハ実ニ非常ナルモノナリ。故ニ若シ貴族院ヲ廃シタル曉ニハ貴族ハ今日占有スル所ノ勢力ヲ利用シテ選挙ヲ左右シ、以テ悉ク衆議院ニ選出セラレントスレハナリ。此ノ如ク貴族ハ財産ヲ有シ又爵位ヲ有ス、加之学識モ平民ヨリ優レハ到底我々ノ競争シ能ハサル人種ナリ。故ニ貴族ヲ以テ別ニ一団体トシテ貴族院ニ入レ置クコトハ我党ノ政略ナリト。又予カ滯英中彼国ノ上院ニ趣キ其ノ実地ヲ視察セシニ、平生出席スル貴族ハ僅カニ五人乃至二十人ニ過キサレトモ一國ノ大事ニ関スル問題ノ生スルカ、又ハ貴族ニ関スル事件起ルニ至ラハ、彼等ハ悉ク地方ヨリ倫敦ニ集合シテ上院ニ出席スルヲ常トス。而シテ其演説スルヤ弁舌、言語、風采ト云ヒ又論説引証ノ高尚ニシテ適切ナルト云ヒ、到底下院ニ於テ聞クコト能ハサル者多シ。予カ滯英中上院ト下院トノ議事ヲ替ル々々傍聴セシカ、其議事ノ模様又ハ演説ノ体裁ニ付自ラ貴族ト平民トノ區別アルコトヲ発見セリ。然ラハ則チ貴族ノ勢力威ナルモ亦当然ノ事ナリトス。故ニ予ハ切ニ望ム日本ノ貴族院ノ演説ノ如キモ英国ノ如ク高尚適切ニシテ且ツ公明正大ナランコトヲ。若シ貴族院ノ演説ニシテ公明正大ヲ欠キ苟モ政府ニアリ政黨ニ媚ヒルカ如キモノアルニ至ラハ、日本ノ貴族院ノ勢力ハ到底将来二期スヘカラサルナリ。最早議會ノ開設モ僅々三ヶ月ニ迫レリ、貴族諸公ハ将タ如何ナル準備ヲナサントセラル、カ、地方ヲ巡回シテ民情ヲ視察スルニ及ハス、又宴会ヲ開テ衆議院議員ヲ招待スルニ及ハス、其尤モ急務ナル者ハ政治法律ノ学ニ長シタル学士ヲ備聘シ憲法論ヲ始トシテ議院法予算論及

議事規則等ヲ研究シ、異日貴族院ニ於テ演説スル材料ヲ蒐集セラル、ニアリトス。又諸公ノ同族中ニハ維新以來政治ノ實際ヲ履踐シ來ラレタル人物夥多アレハ其實際ノ經驗ヲ聞カレタランニハ實ニ有益ナル、實ニ貴重ナル材料ヲ得ラル、ナラン。抑此ノ勲功貴族ノ諸君ハ維新ノ前後ニ於テ、外ハ外交ノ困難ニ當リ、内ハ内政ノ紛擾ニ応シ、此ノ二ツノ至難至困ノ時期ニ遭遇シ、其中ヲ切り抜ケテ終ニ今日立憲政體ノ盛時ニ漕キ付ケラレタル人々ナレハ、是等人々ノ經驗ハ實ニ國家ノ命脈ヲ維持シ來レル鋼鎖ト稱スルモ可ナリ。故ニ今日ノ貴族ハ一方ニハ斯ル有益ナル實驗ノ政治家ヲ有シ、又一方ニハ充分ナル財力ヲ有スルニアラスヤ。然ラハ則チ學士ヲ傭聘シテ歐米各國ノ學說及ヒ其議院ノ实例ヲ翻譯セシメ、又勲功貴族ニ付テハ政務ノ經驗ヲ聞カレタランニハ其効果ハ實ニ巨大ナラントス。予ノ如キハ已ニ職ヲ貴族院ニ奉スルモノナレハ若シ諸公ニシテ此事ニ着手セラル、ニ至ラハ喜テ塵埃ノ力ヲ盡サントス。

終ニ臨テ爰ニ一言セント欲スルモノアリ。抑貴族ノ貴族タル所以ハ其家系ト王室ト密着シ國家ト運命ヲ共ニスルニアリ。然ルニ現今ノ貴族中ニ於テ神武天皇以來其家ト皇室トノ關係及ヒ祖先ノ勲功等ヲ一々暗誦スルモノ幾人アル乎。英國ノ貴族ノ如キハ其家系ト「ノルマン」王家トノ關係及ヒ祖先ノ勲功ヲ論スルニ當リ年代土地及ヒ人名モ誤ラス一々明瞭ニ談話スルモノ多シ。又其家ニ至レハ第一祖先以來ノ系圖及其家ノ歴史ハ書齋ノ目星シキ場所ニ備ヘ置キタリ。又勲功ニ附着シタル兵器々具等ハ室内ノ裝飾ニ供シ以テ子孫ヲシテ幼年ノ時ヨリ其名門豪族タルノ思想ヲ養成セシムルカ如シ。然ルニ我貴族ノ中ニモ或ハ其家ノ歴史ヲ暗シ、又祖先ノ画像等ヲ常ニ書齋ニ飾リ付ラレタル家モアランカナレトモ予カ常ニ見聞スル所ニ依レハ、其書室ニハ碁盤等ノ如キ遊戯具ヲ備ヘ置クモ祖先傳來ノ系圖及ヒ祖先勲功ノ紀念トスヘキ兵器又ハ其他ノ物品ヲ以テセサルカ如シ。此等ノ物品ハ深ク之ヲ倉庫ニ秘藏シ、毎年夏期ニ於テ蟲乾シヲナストキ之ヲ見ルノミ。故ニ此等ノ物品ハ英國貴族ノ家ノ如ク平素之ヲ室内ニ陳列シ、又之ヲ座右ニ置キ以テ其子孫ヲシテ襁褓中ヨリ是ハ祖先カ何々ノ戰場ニ用ヒタル甲冑ナリ、此画像ハ王家ニ勲功アル何代目ノ主人ナリト一々記憶セシムルカ如キ家庭ノ教訓ヲ立テラレンコトヲ希望ス。

今日ヨリ議會開設マテハ僅カニ三ヶ月ヲ剩セリ。而シテ此二十三年ト云フ貴重ナル時機ハ千載ノ一遇ニシテ再ヒ來往スルコ

トナク、実ニ貴族ノ為メニハ尤モ重大ナル年ト云ハサルヲ得ス。而シテ此ノ好時機ニ遭遇シ、且ツ貴族ノ招待ヲ受ケテ平素予カ貴族ニ希望スル滿腔ノ精神ヲ吐露スルノ榮譽ヲ得タルモ亦千載一遇ナリ。此機失フヘカラサルトシテ、或ハ本日ハ予カ本分ヲ顧ミス熱心ノ余リ失言過語ノ廉少ナカラサルヤモ知ルヘカラサレトモ、幸ニ貴族諸公ノ寛宥アランコトヲ乞フ。又若シ妄言無礼ノ罪ヲ犯スコトアラハ、是レ必竟予カ貴族ノ為メニ熱心スル衷情ヨリ出タルモノナレハ、是亦幸ニ海恕アランコトヲ乞フ。此ノ炎暑ニ当リ長演説ヲナシ御聞苦シキニモ拘ラス清聴ヲ辱フシ、且ツ予カ滿腔ノ意見ヲ忌憚ナク充分ニ吐露スルノ榮譽ヲ与ヘラレタルハ予ノ最モ光榮トシ、深く諸公ニ向テ感謝スル処ナリ。

(国立国会図書館、憲政資料室所蔵「三条家文書」所収)